

予算執行の効率性の向上等に向けた職員からの提案に対する対応について

通番	提案項目	提案内容	提案に対する対応
1	少額随意契約について	<p>現行の規定(予算決算及び会計令第99条の6)では、契約金額が少額である場合にも2者以上から見積書を徴取して契約しなければならず、急を要する物品の調達に対応できない。また、少額契約の場合の事務合理化の観点からも、一定金額(県費の場合は10万円)以下であれば、見積書の徴取を省略して契約できないか。</p>	御提案について検討することとしたい。
2	中央調達物品の調達について	中央調達物品の調達にあたっては、都道府県からの意見・要望を反映してほしい。	<p>中央調達制度は、国費により調達する物品について、警察庁で一括して調達することにより、事務処理の合理化と経費の削減を図ることを目的としており、その性質上、都道府県警察からの意見をすべて反映させることは困難な面があるが、今後とも都道府県警察の意見要望をより一層反映させるよう努めていくこととする。</p>
3	モデル事業のあり方について	<p>モデル事業においては、モデル事業期間中は維持経費を含め全額国費負担とし、事業期間終了後、費用対効果等の効果検証を行った上で、必要と判断されたものについて都道府県の負担を含めた本格実施するものとしてほしい。</p> <p>モデル事業期間終了後の機器の撤去については、現在、都道府県の負担となっていることから、撤去費用についても国費負担としてほしい。</p>	<p>モデル事業については、その実施前に、警察庁の実施担当課が、経費の負担等も含め、都道府県警察と十分に協議した上で実施するよう努めてきたところであるが、今後は更にその措置を徹底することとする。</p>